

高所作業車の 定期自主検査指針

自主検査指針公示第13号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、高所作業車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第194条の19の定期自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

平成3年7月26日 労働大臣 小里 貞利

- 1 名称 高所作業車の定期自主検査指針
- 2 趣旨 労働安全衛生規則第194条の19の規定による高所作業車の定期自主検査の適正かつ有効な実施を図るため当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準について定めたものである。
- 3 内容の閲覧 内容は、労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働基準局安全課又は安全衛生課において閲覧に供する。

本冊子は、上記公示によって公表された当該自主検査指針を、関係事業者等への便宜を図るために発行したものである。

目 次

1	原 動 機	1
1.1	ディーゼルエンジン	1
1.2	ガソリンエンジン	5
1.3	電 動 機	9
2	下部走行体	11
2.1	下部走行体（トラック式）	11
2.2	下部走行体（ホイール式）	22
2.3	下部走行体（クローラ式）	24
3	作 業 装 置	27
3.1	作 業 装 置	27
4	油 圧 装 置	32
4.1	油 圧 装 置	32
5	操 作 装 置	36
5.1	操 作 装 置	36
6	安全装置等	37
6.1	油 圧 装 置	37
6.2	アウトリガー	39
7	車体関係等	40
7.1	車 体 関 係	40
7.2	総合テスト	42

1 原 動 機

1.1 ディーゼルエンジン

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準	
1.1.1 ディーゼル エンジン	(1) 本 体	a 始動性	① スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。 ② 予熱栓がある場合は、その作動の適否を調べる。	① 始動が容易で、異音がないこと。 ② 正常に作動すること。
		b 回転の状態	① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 また、回転が円滑に続くか調べる。 ② エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑に続くこと。 ② 引っ掛かり、エンジン停止又はノッキングがないこと。
		c 排気の状態	① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。 ② 排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	① 排気色及び排気音が正常であること。 ② ガス漏れがないこと。
		d エアクリーナー	① ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。 ② エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ③ オイルバス式にあたっては油の汚れ及び油量の異常の有無を調べる。	① ケースのき裂、変形又はふた、接続管に緩みがないこと。 ② 著しい汚れ又は損傷がないこと。 ③ 著しい汚れがなく、メーカーの指定する油量であること。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		ただし、これらの部分からガス漏れや水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	
	f 弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がなければこの検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	h 過給機	① アイドリング時から高速回転時の異常振動及び異音の有無を調べる。 ② 本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	① 異常振動又は異音がないこと。 ② ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	① ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	① き裂又は変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。 ③ 損傷又は劣化がないこと。
	(2) 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れを調べる。 ② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。 ③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ型でメーカーの指定する時間管理を行	① 油量が適正で著しい汚れがないこと。 ② 著しい油漏れがないこと。 ③ 著しい汚れ又は損傷がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	<p>っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	
(3) 燃料装置	<p>① 燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p> <p>② 燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式のもの、この検査を省略してもよい。</p> <p>④ 噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がなければこの検査を省略してもよい。</p>	<p>① 燃料漏れがないこと。</p> <p>② 損傷又は老化がないこと。</p> <p>③ 著しい汚れ又は詰まりがないこと。</p> <p>④ メーカーの指定する基準値内であり、噴霧が正常であること。</p>
(4) 冷却装置	<p>① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィン目詰まりの有無を調べる。</p> <p>③ ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>④ ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。</p> <p>⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。</p> <p>⑥ ファンベルトのたわみを調べる。</p> <p>⑦ ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 水量が適正で著しい汚れがないこと。</p> <p>② 水漏れ又は目詰まりがないこと。</p> <p>③ 損傷及び老化がないこと。</p> <p>④ 正常に機能すること。</p> <p>⑤ 損傷がないこと。</p> <p>⑥ メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>⑦ 著しい摩耗又は損傷がないこと。</p>

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	⑧ き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ⑨ 緩みがないこと。
電 気 装 置	(5) a 充電装置	電流計及び充電表示燈によって機能の異常の有無を調べる。	正常に作動すること。
	b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるか調べる。 ② 端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	① 規定範囲内にあること。 ② 緩み又は著しい腐食がないこと。
	c 配 線	① 接続部の緩みの有無を調べる。 ② 配線の損傷の有無を調べる。	① 緩みがないこと。 ② 損傷がないこと。
(6) エアコンプレッサー	① コンプレッサーを作動させて異音及び異常振動の有無を調べる。 ② コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。 ③ エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜っていないかを調べる。 ④ 作動時に規定エア圧力以上で無負荷運転になるかを調べる。 ⑤ 規定エア圧力以下で負荷運転になるかを調べる。	① 異音又は異常振動がないこと。 ② エア漏れ又は油漏れがないこと。 ③ 水が溜っていないこと。 ④ 規定エア圧力の上限で無負荷運転になること。 ⑤ 規定エア圧力以下で負荷運転になること。	

1.2 ガソリンエンジン

検査項目		検査方法	判定基準	
1.2.1 ガソリンエンジン	(1) 本 体	a 始動性	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
		b 回転の状態	① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 また、回転が円滑に続くか調べる。 ② エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑に続くこと。 ② 引っ掛かり、エンジン停止又はノッキングがないこと。
		c 排気の状態	① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。 ② 排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	① 排気色及び排気音が正常であること。 ② ガス漏れがないこと。
		d エアクリーナ	① ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。 ② エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ③ オイルバス式にあっては油の汚れ及び油量の異常の有無を調べる。	① ケースのき裂、変形又はふた、接続管に緩みがないこと。 ② 著しい汚れ又は損傷がないこと。 ③ 著しい汚れがなく、メーカーの指定する油量であること。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れや水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩みがないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	f 弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がなければこの検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	h 過給機	① アイドリング時から高速回転時の異常振動及び異音の有無を調べる。 ② 本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	① 異常振動又は異音がないこと。 ② ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	① ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	① き裂又は変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。 ③ 損傷又は劣化がないこと。
	(2) 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れを調べる。 ② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。 ③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ型でメーカーの指定する時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	① 油量が適正で著しい汚れがないこと。 ② 著しい油漏れがないこと。 ③ 著しい汚れ又は損傷がないこと。
	(3) 燃料装置	① 燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れ	① 燃料漏れがないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	<p>の有無を調べる。</p> <p>② 燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ型のものは、この検査を省略してもよい。</p>	<p>② 損傷又は老化がないこと。</p> <p>③ 著しい汚れ又は詰まりがないこと。</p>
(4) 高圧ガス燃料装置	<p>① 導管及び接続部についてガス漏れの有無を調べる。</p> <p>② 導管及び接続部のき裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>③ ガスボンベ取付け部及びクラップの緩み及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>① ガス漏れがないこと。</p> <p>② き裂又は損傷がないこと。</p> <p>③ 緩み又は損傷がないこと。</p>
(5) ブローバイガス還元装置	<p>① メターリングバルブに負圧を加えてバルブの作動状態を調べる。</p> <p>② メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 詰まり又は損傷がないこと。</p>
(6) 冷却装置	<p>① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィン目詰まりの有無を調べる。</p> <p>③ ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>④ ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。</p> <p>⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 水量が適正で著しい汚れがないこと。</p> <p>② 水漏れ又は目詰まりがないこと。</p> <p>③ 損傷又は老化がないこと。</p> <p>④ 正常に機能すること。</p> <p>⑤ 損傷がないこと。</p>

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		⑥ ファンベルトのたわみを調べる。 ⑦ ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。 ⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	⑥ メーカーの指定する基準値内であること。 ⑦ 著しい摩耗又は損傷がないこと。 ⑧ き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ⑨ 緩みがないこと。
	(7) 点火装置	① ディストリビューターのキャップのき裂の有無及び高圧コードのはめ合い具合並びに各端子の摩耗及び焼損の有無を調べる。 ② ブレーカーアーム及びコンタクトブレーカーポイントの接触面の焼損及び突起の有無を調べる。 ③ 点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。 ④ フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。 ⑤ 点火時期を調べる。	① き裂がなくはめ合いが正常で、著しい摩耗又は焼損がないこと。 ② 焼損又は突起の発生がないこと。 ③ 汚れ、焼損又は破損がないこと。 ④ 緩み又は損傷がないこと。 ⑤ メーカーの指定する基準に適合すること。
(8)	a 充電装置	電流計及び充電表示燈によって機能の異常の有無を調べる。	正常に作動すること。
	b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるか調べる。 ② 端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	① 規定範囲内にあること。 ② 緩み又は著しい腐食がないこと。
	c 配 線	① 接続部の緩みの有無を調べる。 ② 配線の損傷の有無を調べる。	① 緩みがないこと。 ② 損傷がないこと。
	電気装置		

1.3 電動機

検査項目		検査方法	判定基準
1.3.1 電動機	(1) 電動機本体	① 電動機本体の振動及び軸受部の異音の有無を調べる。 ② ブラシの摩耗及び当たりの状態を調べる。 ③ コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。 ④ 本体の取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	① 異常振動又は異音がないこと。 ② 摩耗量はメーカーの基準内で、当たりが正常であること。 ③ 汚れ又は著しい摩耗がないこと。 ④ 緩みがないこと。
	(2) 駆動用ベルト	① ベルトのたわみを調べる。 ② ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ③ プーリーカバーのき裂、損傷及び変形の有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 損傷又は著しい摩耗がないこと。 ③ き裂、損傷又は著しい変形がないこと。
	(3) コンタクター	① コンタクターを作動させて機能を調べる。 ② 接点の損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 損傷又は著しい摩耗がないこと。
	(4) 保護装置	過電流ブレーカー等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	(5) 制御盤	① 各機器の損傷の有無を調べる。 ② ヒューズの容量及び取付け状態の適否を調べる。	① 損傷がないこと。 ② メーカーの指定する容量で、取付け状態が適正であること。
	(6) バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるか調べる。 ② 電解液の比重を調べる。 ③ 端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。 ④ 容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	① 規定範囲内にあること。 ② 比重が20℃で1.17～1.28であること。 ③ 緩み又は著しい損傷若しくは腐食がないこと。 ④ 損傷又は液漏れがないこと。
	(7) 充電装置	① 作動させて機能の異常並びに	① 正常に作動し、異音又は異

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② 過電流ブレーカーの作動の適否を調べる。	常発熱がないこと。 ② 正常に作動すること。
(8)	配 線	① 接続部の緩みの有無を調べる。 ② 配線の損傷の有無を調べる。	① 緩みがないこと。 ② 損傷がないこと。

2 下部走行体

2.1 下部走行体（トラック式）

検査項目		検査方法	判定基準
2.1.1 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	① アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。 ② クラッチを徐々に接続して発進の具合を調べる。	① 異音がなくクラッチが完全に切れること。 ② 滑りがなく接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル	① ペダルを反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。 ② ペダルを操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときの床板とのすき間を調べる。	① ペダルの重さ又は戻り具合が適正であること。 ② メーカーの指定する基準値内であること。
	(3) マスターシリンダー	① ペダルを反復操作して油漏れの有無を調べる。 ② リザーバータンク内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。
	(4) パワーシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態でしばらく放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(5) トルクコンバーター	① トルクコンバーターに負荷をかけて異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 異音又は異常発熱がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
	(6) トランスミッション	① レバーを前進及び後進状態にして駆動し、作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱	① 正常に作動し、レバーの抜け、異音又は異常発熱がないこと。

検査項目	検査方法	判定基準
	の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
(7) 動力取出し装置 (PTO)	① 動力取出し装置 (PTO) を作動して、作動状態及び異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 正常に作動し、異音がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
(8) プロペラシャフト	① シャフトを駆動させて異常な振れの有無を調べる。 ② スプライン部、自在継手部及びセンターベアリング部のがた及び損傷の有無を調べる。 ③ 連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	① 異常な振れがないこと。 ② 異常ながた又は損傷がないこと。 ③ 緩み、損傷又は脱落がないこと。
(9) デファレンシャル	① 走行して異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。 ⑤ デフロク装置を作動させて異常の有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。 ⑤ 正常に作動すること。
(10) ファイナルドライブ	① 走行して異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
2.1.2 走行装置	(1) フロントアクスル	① き裂、損傷及び変形の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	① き裂、損傷又は変形がないこと。 ② 結合部に損傷又はがたがないこと。
	(2) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	き裂、損傷及び変形の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	き裂、損傷又は変形がないこと。
	(3) ホイール (タイヤ)	① 空気圧を検査する。 ② タイヤのき裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。 ③ タイヤの溝の深さを調べる。 ④ タイヤに金属片、石その他の異物のかみ込みがないかを調べる。 ⑤ ホイールナット及びボルトの緩みの有無を調べる。 ⑥ リム、サイドリング及びホイールディスクのき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑦ 走行させ、又は車輪を浮かせて駆動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 走行上支障となるき裂、損傷又は偏摩耗がないこと。 ③ 規定値以上であること。 ④ 異物のかみ込みがないこと。 ⑤ 緩みがないこと。 ⑥ 走行上支障となるき裂、損傷又は変形がないこと。 ⑦ がた、異音又は異常発熱がないこと。
	(4) シャシーばね	① スプリングのき裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ② 車体の前方及び後方から車両姿勢の傾き具合を調べる。 ③ リーフスプリングのUボルト及びスプリングバンド取付け部に緩み及び損傷がないかを調べる。	① き裂、損傷又は著しい摩耗がないこと。 ② 著しい傾きがないこと。 ③ 緩み又は損傷がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		④ スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。 ⑤ リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。 ⑥ スプリングブラケットのき裂及び損傷の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ⑦ ブラケット部のリベット及びボルトの緩みの有無を調べる。	④ がた又は損傷がないこと。 ⑤ リーフの横ずれ若しくは前後のずれ又はセンターボルトの緩み若しくは損傷がないこと。 ⑥ き裂又は損傷がないこと。 ⑦ 緩みがないこと。
	(5) スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み又はがたがないこと。
	(6) ショックアブソーバー	① 外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。 ② 取付け部のき裂及びがたの有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	① 油漏れ又は損傷がないこと。 ② き裂又はがたがないこと。
2.1.3 操縦装置	(1) ハンドル	① 走行状態でハンドルの振れ、取られ、戻り不良及び異常な重さの有無を調べる。 ② ハンドルの遊び量を測定する。 ③ ハンドルを手で上下左右及び前後に動かして、緩み及びがたの有無を調べる。	① 振れ、取られ又は戻り不良がなく、重さが正常であること。 ② メーカーの指定する基準値内であること。 ③ 緩み又はがたがないこと。
	(2) ギヤボックス	① ボックス内の油量を調べる。 ② 油の汚れの有無を調べる。 ③ ボックス周囲からの油漏れの有無を調べる。 ④ ギヤボックスの取付けボルト	① 油量が適正であること。 ② 著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 緩み又は脱落がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	
(3) ロッド及びアーム類	① き裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② ダストブーツのき裂及び損傷の有無を調べる。 ③ ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。 ④ 連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂、損傷又は曲がりがないこと。 ② き裂又は損傷がないこと。 ③ 著しいがた又は摩耗がないこと。 ④ 緩み又は脱落がないこと。
(4) ナックル	① 連結部のがたの有無を調べる。 ② ナックルとフロントアクスルとのすき間の適否を調べる。 ③ き裂の有無を調べる。	① 連結部にかたがないこと。 ② すき間が適正であること。 ③ き裂がないこと。
(5) かじ取り車輪	① ハンドルを左右に切って、ステアリング角度を調べる。 ② ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ かじ取り車輪と他の部分が接触していないかを調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 緩み又は脱落がないこと。 ③ 接触していないこと。
(6) パワーステアリング装置	① リザーバタンク内の油量を調べる。 ② 油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。 ③ ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。 ④ ポンプ、バルブ、ホース、パイプ等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分	① 油量が適正であること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 著しい損傷、ひび割れ又は老化がないこと。 ④ 緩み又は脱落がなく、干渉がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		との干渉の有無を調べる。	
2.1.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>① ペダルの遊び量及びペダルを踏み込んだときの床面とのすき間を測定する。</p> <p>② 機械を走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>③ ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。</p>	<p>① メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>② 片効きがなく効き具合が適正であること。 高所作業車構造規格の規定に適合すること。</p> <p>③ エアの混入がないこと。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>① レバーをいっぱいに引いて、レバーのつめがラチェットにかみ合った状態で、引きしろに余裕があるかを調べる。</p> <p>② 機械を無負荷状態で1/5こう配の床面で停止の状態に保持できるかを調べる。 ただし1/5こう配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当するこう配において検査を行う。</p> <p>③ レバーを反復作動させて引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>④ ラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 引きしろに余裕があること。</p> <p>② 高所作業車構造規格の規定に適合すること。</p> <p>③ 引き力又は戻り具合が正常であること。</p> <p>④ 損傷又は著しい摩耗がないこと。</p>
	(3) ブレーキロック (AHO式ブレーキ)	<p>① 駐車ブレーキレバーを引いて、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。</p> <p>② ブレーキロック作動状態におけるブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② ブレーキが十分に効いていること。</p>
	(4) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>① ロッド、リンク及びケーブル類の損傷並びにクランプの緩み</p>	<p>① 損傷又は緩みがないこと。</p>

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	<p>の有無を調べる。</p> <p>② ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>② 連結部の緩み若しくはがた又は割りピンの欠損がないこと。</p>
(5) ホース及びパイプ	<p>① ホース及びパイプに圧力をかけて、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>② ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>③ ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れ又はエア漏れがないこと。</p> <p>② 著しい損傷、ひび割れ又は老化がないこと。</p> <p>③ 緩み又は脱落がなく、干渉がないこと。</p>
(6) オイルブレーキ	<p>① ペダルを反復操作してマスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の状態を調べる。 ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p> <p>② ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。 ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効きに異常がなければ、この検査を省略してもよい。</p> <p>③ リザーバタンク内の油量を調べる。</p> <p>④ 油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>① 円滑に作動すること。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p> <p>③ 油量が適正であること。</p> <p>④ 著しい汚れがないこと。</p>
(7) エアブレーキ	<p>① ペダルを反復操作してブレーキチャンバーロッドのストロークの適否及び戻り具合を調べる。</p> <p>② エアリザーバーを規定値まで</p>	<p>① ストロークがメーカーの指定する基準値内にあり、正常に作動すること。</p> <p>② エア漏れ又は油漏れがない</p>

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	<p>加圧した後、リザーバー周辺、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>こと。</p>
(8) ブレーキ倍力装置	<p>① チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p> <p>② ペダルを反復操作して装置周辺からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② エア漏れ又は油漏れがないこと。</p>
(9) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>① ドラムとライニングのすき間を調べる。</p> <p>② ドラムを取り外し、ライニングのはく離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p> <p>③ ドラムを取り外してアンカーピンのさび付き及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p> <p>④ ドラムを取り外して内面のき裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>① メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>② はく離、損傷又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ さび付き又はへたりのないこと。</p> <p>④ き裂、損傷又は著しい摩耗がないこと。</p>
(10) バックプレート	<p>① プレートのき裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルトの緩みの有無を調べる。</p>	<p>① き裂、損傷又は変形がないこと。</p> <p>② 緩みがないこと。</p>

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
(11) ブレーキディスク及びパッド	<p>① ペダルを反復操作してパッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。</p> <p>② パッドの厚さを調べる。</p> <p>③ ディスクのしゅう動面及びキャリパーのき裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>④ ピストンからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 引きずりがないこと。</p> <p>② メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>③ き裂、損傷又は有害な摩耗がないこと。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
(12) 駐車ブレーキドラム及びライニング	<p>① ドラムとライニングのすき間を調べる。</p> <p>② ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ ドラムを取り外し、ライニングのはく離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p> <p>④ ドラムを取り外してき裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>① メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>② 緩み又は脱落がないこと。</p> <p>③ はく離、損傷又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ き裂、損傷又は著しい摩耗がないこと。</p>
(13) 二重安全ブレーキ機構	<p>自動漏出防止弁及び非常用制動装置（スプリングブレーキ）の作動具合を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
2.1.5 車体・安全 装置等	(1) 車枠及び車体	① シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等のき裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂又は著しい変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(2) キャブ	① き裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 ② ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ③ ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	① き裂、変形、腐食又は雨漏りがないこと。 ② 開閉、ロック又はキーに異常がないこと。 ③ がた又は破損がないこと。
	(3) 座 席	① 座席調整及びロック装置の作動の適否を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(4) シートベルト	① ベルトに擦り切れ等の損耗がないかを調べる。 ② ベルトを作用させて、バックル及び滑り止めの損傷の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	① 損耗がないこと。 ② 損傷がないこと。 ③ 緩みがないこと。
	(5) 昇降設備及び滑り止め	① き裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(6) 表 示 板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等が損傷なく取り付けられているかを調べる。	損傷なく取り付けられていること。
	(7) 燈火装置、警音器、方向指示器、	① 各スイッチ類を操作して作動の適否及び取付け状態の適否を調べる。	① 正常に作動し、取付け状態が適正であること。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	窓拭き器、デフロ スター等	② 各燈火類のレンズの破損及び 水等の浸入の有無を調べる。	② 破損又は水等の浸入がない こと。
	(8) 計 器 類 〔・油圧計・空圧計 ・電流計・燃料計 ・油温計・水温計 ・速度計 ・表示燈 等〕	エンジンを作動させた状態及 び走行状態で各計器の作動状態 を調べる。	正常に作動すること。
	(9) 後写鏡及び反射 鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写 影の状態を調べる。	汚れ又は損傷がなく、写影 が正常であること。

備 考

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の適用を受ける高所作業車であって、同法第 48 条第 1 項に基づき定期点検基準に定める点検と同等以上の点検を作業装置以外の部分について実施し、その点検を行ったことが記録によって確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。

2.2 下部走行体（ホイール式）

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
2.2.1 走行装置	(1) フロントアクスル及びリヤアクスル	2.1 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ホイール（タイヤ）	2.1 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 減速機	① 走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 異音又は異常発熱がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
	(4) 油圧モーター	4 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 電動機（ホイールモーター）	1.3 電動機の検査方法及び検査基準を適用すること。	
2.2.2 操縦装置	(1) ロッド及びアーム類	2.1 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ナックル	”	
	(3) かじ取り車輪	”	
	(4) ステアリングシリンダー	4 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.3 制動装置	(1) 走行ブレーキ	機械を走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	片効きがなく効き具合が適正であること。 高所作業車構造規格の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	機械を無負荷状態で1/5 こう配の床面で停止の状態に保持できるかを調べる。 ただし、1/5 こう配の登坂能力を有しない機械にあっては、	高所作業車構造規格の規定に適合すること。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		その登坂能力に相当するこう配において検査を行う。	
2.2.4 車体関係	(1) 車 体 (走行フレーム)	① フレームのき裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂又は著しい変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(2) ビーム及びロック [トレッド拡幅型]	① ビームを伸縮させて異常の有無を調べる。 ② き裂及び変形の有無を調べる。 ③ ロックを操作して掛かり具合を調べる。	② 円滑に伸縮すること。 ② き裂又は著しい変形がないこと。 ③ 確実にロックできること。
	(3) 油圧シリンダー [ビーム伸縮用]	4 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 配 管 (ホース類、高圧パイプ)	”	

2.3 下部走行体（クローラ式）

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
2.3.1 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	<p>① き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② 走行して起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>④ 軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 異音又は異常発熱がないこと。</p> <p>③ 緩み又は脱落がないこと。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
	(2) 上部ローラー及び下部ローラー	<p>① き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② 走行して軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>④ ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 異音又は異常発熱がないこと。</p> <p>③ 緩み又は脱落がないこと。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
	(3) 履 帯 (クローラベルト)	<p>① シューのき裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ リンク及びブシュのき裂及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>④ 履帯をいっばいに張った状態で、マスターリンクから少なくとも2リンク以上離れたところ</p>	<p>① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 緩み又は脱落がないこと。</p> <p>③ き裂又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ メーカーの指定する基準値内であること。</p>

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	<p>の任意の4～5リンク分のピッチ長を測定する。</p> <p>⑤ 遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、履帯のたわみを測定する。</p> <p>⑥ トラックピンの抜け出しの有無を調べる。</p>	<p>⑤ メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>⑥ 抜け出しがないこと。</p>
(4) ゴム履帯	<p>① スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。</p> <p>② ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ 心金の脱落の有無を調べる。</p> <p>④ 履帯の張り具合を調べる。</p>	<p>① 切断又は著しい損傷がないこと。</p> <p>② 著しい欠け、老化又は摩耗がないこと。</p> <p>③ 心金の脱落がないこと。</p> <p>④ メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(5) 履帯調整装置	<p>① グリースタイプのものにおいては調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュータイプのものにおいては調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。</p> <p>② 調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークのき裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>③ 調整シリンダー周辺からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② き裂、変形、腐食又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 油漏れがないこと。</p>
(6) 走行減速機	<p>① 走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>② ケース内の油量を調べる。</p> <p>③ 油の汚れの有無を調べる。</p> <p>④ 油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 異音又は異常発熱がないこと。</p> <p>② 油量が適正であること。</p> <p>③ 著しい汚れがないこと。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
(7) 油圧モーター	4 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	(8) 配 管 (ホース類、高圧 パイプ)	4 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(9) 電 動 機	1.3 電動機の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.2 制動装置	(1) 走行ブレーキ	2.2 下部走行体（ホイール式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 駐車ブレーキ (ブレーキ弁を含む。)	”	
2.3.3 車体関係	下部架台フレーム 及びブラケット (クローラフレームを含む。)	① き裂、損傷、変形及びしゅう 動部の摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器 等で調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩 み及び脱落の有無を調べる。	① き裂、損傷、変形又は著し い摩耗がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。

3 作業装置

3.1 作業装置

検査項目		検査方法	判定基準
3.1.1 ブーム	(1) ブーム (ラダーを含む)	① ブームを全伸長して全体の曲がりの有無を調べる。 ② ブームを全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。 ③ 伸縮動作を行って、個々のブームごとの曲がりの有無を調べる。 ④ ブームラップ部のへこみ(底板の湾曲)の有無を調べる。 ⑤ 側面板のうねり(ひずみ)の有無を調べる。 ⑥ 打こん及び局部的なへこみの有無を調べる。 ⑦ ブームを全伸長してブームを上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態を調べる。 がたが大きい場合は、摩耗量を調べる。 ⑧ 溶接部のき裂及び損傷の有無を特に次の点を重点的に調べる。 (イ) 起伏シリンダー取付けブラケット部分 (ロ) ブームラップ部の上下補強部分 (ハ) ブームフート部分 (ニ) ブームポイント部分 (ホ) 側面補強板部分 (ヘ) 伸縮ロープ取付け部分 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	① 全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがないこと。 ② 著しいねじれがないこと。 ③ 著しい曲がりがなく、伸縮動作に支障がないこと。 ④ 著しいへこみがないこと。 ⑤ 特に圧縮荷重が加わる底板側の下半分に大きなうねり(ひずみ)がないこと。 ⑥ 著しい打こん又は局部的なへこみがないこと。 ⑦ 著しいがたがないこと。 (メーカーの指定する基準値内であること。) ⑧ き裂又は損傷がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	(2) 絶縁ブーム及び 絶縁カバー	① 絶縁ブーム及びカバーのき裂、 損傷及び汚れの有無を調べる。 ② 絶縁カバーの取付け状態の適 否を調べる。	① き裂、損傷又は著しい汚れ がないこと。 ② 取付け状態が適正であるこ と。
	(3) ヒンジピン 〔 ・ブームフート 部 ・シリンダー部 ・作業床部 等 〕	① ブームを作動させ、各連結部 のがたの状態を調べる。 ② ピン抜け止めボルト及びナッ トの緩み及び脱落の有無を調べ る。	① 著しいがたがないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
屈 折 機 構	(4) a 屈折チェーン 及びsproケット	① 屈折チェーン及びsproケッ トの損傷、摩耗及びたるみの有 無を調べる。 ② 取付けピンの損傷及び抜け止 め部の異常の有無を調べる。	① 損傷、著しい摩耗又はたる みがないこと。 ② 損傷がなく、抜け止めが正 常であること。
	b 屈折リンク及 びピン	① 屈折リンク及びピンのき裂及 び損傷の有無を調べる。 ② 屈折リンク及びピンの取付け 状態の適否を調べる。 ③ 屈折及び旋回を行い、各連結 部のがたの有無を調べる。	① き裂又は損傷がないこと。 ② 取付け状態が適正であるこ と。 ③ 著しいがたがないこと。
	c ワイヤロープ	① ワイヤロープの直径の減少量 を調べる。 ② ワイヤロープの素線切れの有 無を調べる。	① 公称径の7%以内であるこ と。 ② 素線切れの数は、ワイヤロ ープ1よりの間において素線 数の10%以内であること。
	(5) 送油ガイド (ケーブルベアを 含む。)	① ブームの伸縮を行い、送油ガイ ドの作動状態を調べる。 ② ケース、帯板及びシーブの損 傷の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩 み及び脱落の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 著しい損傷がないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
3.1.2 昇降装置	(1) リフトアーム及びマスト	① リフト操作を行い、異音、引っ掛かり及びインナーマストとアウターマスト間のがたの有無を調べる。 ② 作業床をいっぱい上昇させてリフトアーム及びマストのき裂、ねじれ及びかじりの有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ ヒンジピンの損傷の有無及び取付け状態の適否を調べる。 ⑤ 連結部のがたの有無を調べる。	① 異音、引っ掛かり又は著しいがたがないこと。 ② き裂、著しいねじれ又はかじりがないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。 ④ 損傷がなく、取付け状態が適正であること。 ⑤ 著しいがたがないこと。
	(2) リフトチェーン	① チェーンの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ② チェーン取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	① 損傷又は著しい摩耗がないこと。 ② 著しい損傷がなく、抜け止めが正常であること。
3.1.3 作業床装置	(1) 平衡装置	① 起伏及び屈折を行い、平衡装置の作動状態を調べる。 ② ワイヤロープ及びチェーンのき裂、損傷、たるみ及び摩耗並びにシーブ及びスプロケットのき裂及び摩耗の有無を調べる。 ③ ターンバックル及び取付けピンの損傷並びに抜け止め部の異常の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② き裂、損傷、著しいたるみ又は摩耗がないこと。 ③ 損傷がなく、抜け止めが正常であること。
	(2) プラットフォーム及び手すり	① プラットフォーム及び手すりのき裂、変形及び腐食の有無を調べる。 ② 出入口の開閉状態及びロックの異常の有無を調べる。	① き裂、著しい変形又は腐食がないこと。 ② 開閉又はロックに異常がないこと。
	(3) バケット及びバスケット	① バケット及びバスケットのき裂及び変形の有無を調べる。	① き裂又は著しい変形がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		② バケットライナーの損傷の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 著しい損傷がないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。
	(4) 胴綱環及び補助ロープ掛け	① 損傷の有無を調べる。 ② 取付け状態の適否を調べる。	① 損傷がないこと。 ② 取付け状態が適正であること。
	(5) 首振り装置 { ・シリンダー式 ・モーター式 ・電気式 }	① 首振り動作を行い、作動状態及び異音の有無を調べる。 ② 減速機、ブラケット等の損傷及び油漏れの有無を調べる。 ③ 首振りベース、リンク、ロックピン及びチェーンのき裂及び変形の有無を調べる。 ④ ロックを操作して掛かり具合を調べる。 ⑤ 各部の取付け状態の適否を調べる。	① 正常に作動し、異音がないこと。 ② 損傷又は油漏れがないこと。 ③ き裂又は著しい変形がないこと。 ④ 確実にロックできること。 ⑤ 取付け状態が適正であること。
3.1.4 アタッチメント	(1) つり上げ装置	a つり上げ装置 ① つり上げ装置を作動させ、異音、異常振動及び異常発熱の有無を調べる。 ② 定格荷重の荷をつり、ブレーキの作動状態を調べる。 ③ ケース内の油量を調べる。 ④ 油の汚れの有無を調べる。 ⑤ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。 ⑥ 減速機、ベース、ウインチポスト、各セットピン、ロックピン等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑦ 各セットピン及びロックピンを作動させて異常の有無を調べる。	① 異音、異常振動又は異常発熱がないこと。 ② 正常に作動すること。 ③ 油量が適正であること。 ④ 著しい汚れがないこと。 ⑤ 油漏れがないこと。 ⑥ き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ⑦ ピンが正常に作動すること。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		⑧ 各部の取付け状態の適否を調べる。	⑧ 取付け状態が適正であること。
	b ワイヤロープ	3.1.1 ブーム (4) 屈折機構のワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	c 繊維ロープ	① 指定されたロープ（仕様及び長さ）を使用しているかを調べる。 ② ロープの素線切れ、毛羽立ち及び摩耗の有無を調べる。 ③ ロープの外層及び内層の破断の有無並びに乾燥状態を調べる。 ④ シンプルのき裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ⑤ 端末処理の損傷及び糸のほつれの有無を調べる。 ⑥ ロープが確実にドラムへ装着されているか調べる。	① 指定されたロープであること。 ② 著しい素線切れ、毛羽立ち及び摩耗がないこと。 ③ 外層又は内層の破断がなく、ロープに水分を含んでいないこと。 ④ き裂又は著しい変形、摩耗がないこと。 ⑤ 著しい損傷又は糸のほつれがないこと。 ⑥ 確実に装着されていること。
	d フック	① フックの変形及び摩耗の有無を調べる。 ② ロープ外れ止めの損傷の有無を調べる。	① 著しい変形又は摩耗がないこと。 ② 損傷がないこと。
	e サブブーム	サブブームのき裂、損傷及び変形の有無を調べる。	き裂、損傷又は著しい変形がないこと。
(2)	油圧取出口	① カップリングの損傷及び油漏れの有無を調べる。 ② キャップの取付け状態の適否を調べる。	① 損傷又は油漏れがないこと。 ② 取付け状態が適正であること。

4 油 圧 装 置

4.1 油 圧 装 置

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
4.1.1 油圧装置	(1) 作動油タンク	<p>① タンク取付け部、外周壁面の溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>加圧式タンクの場合は、エア漏れ（安全弁を含む）の有無を調べる。</p> <p>② 機械を水平な場所に置いて油量を調べる。</p> <p>③ 油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>④ ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。</p> <p>⑤ ブラケットの取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無調べる。</p>	<p>① 油漏れ又はエア漏れがないこと。</p> <p>② 油量が適正であること。</p> <p>③ 油に著しい汚れがないこと。</p> <p>④ 目詰まりがないこと。</p> <p>⑤ 取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み又は脱落がないこと。</p>
	(2) フィルター <ul style="list-style-type: none"> ・サクション フィルター ・リターン フィルター ・ライン フィルター 	<p>① フィルターエレメントを取り出して汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ型でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>② フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 汚れ又は損傷がないこと。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>
	(3) 配 管 (ホース類、高圧パイプ)	<p>① 配管のき裂、損傷、老化及びねじれの有無を調べる。</p> <p>② 配管継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① き裂、損傷、老化又はねじれがないこと。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	③ 配管の取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み又は脱落がないこと。
(4) 油圧ポンプ (駆動装置を含む。)	① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。 ② 油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ③ 油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 ただし、② 項の異常振動、異音及び異常発熱の検査で異常がなければ、この検査は省略してもよい。	① 油漏れがないこと。 ② 異常振動、異音又は異常発熱がないこと。 ③ メーカーの指定する基準値内であること。
(5) 油圧モーター { ・ 旋回用 ・ ウインチ用 ・ 走行用 等 }	① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。 ② 油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 油漏れがないこと。 ② 異常振動、異音又は異常発熱がないこと。
(6) 油圧シリンダー { ・ 起伏用 ・ 伸縮用 ・ 屈伸用 ・ 昇降用 (バケット) ・ 平衡装置用 ・ 首振り装置用 ・ かじ取り用 ・ アウトリガー用 等 }	① 作動状態を調べる。 ② シリンダーを数回伸縮作動させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。 ③ シリンダーに負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。 ④ シリンダーチューブ及びロッドの打こん、き裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	① 円滑に作動すること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 伸縮量がメーカーの指定する基準値内にあること。 ④ 打こん、き裂、曲がり及び擦り傷がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
(7) 方向制御弁 ・コントロール弁 ・パイロット ・コントロール弁等	① スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。 ② 油漏れの有無を調べる。 ③ 取付け状態の適否を調べる。	① 円滑に作動すること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。
(8) 電磁弁	① 電磁弁を作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② 油漏れの有無を調べる。	① 異音又は異常発熱がなく正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。
(9) 圧力制御弁 ・リリーフ弁 ・減圧弁 ・シーケンス弁 ・カウンターバランス弁 ・アンロード弁 ・ブレーキ弁等	① アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	① アクチュエーターが正常に動くか、又は確実に停止すること。 ② 油漏れがないこと。
(10) 流量制御弁 ・絞り弁 ・フローコントロール弁 ・デバイダー弁	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	① アクチュエーターが正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。
(11) 逆止め弁 ・チェック弁 ・パイロットチェック弁 ・シャトル弁等	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	① アクチュエーターが正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。
(12) オイルクーラー	① 暖機運転の後、油温の適否を調べる。 ② フィンの目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。 ③ クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。 ④ ファンベルトのたわみを調べる。 ⑤ ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 冷却効果が適正であること。 ② 目詰まり又は有害な変形若しくは破損がないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ メーカーが指定する基準値内であること。 ⑤ 損傷又は著しい摩耗がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	⑥ 電動式にあつては、モーターの異音、異常振動及び異常発熱の有無を調べる。	⑥ 異音、異常振動又は異常発熱がないこと。
(13) アクムレーター	① アクチュエーターを作動させて速度等の異常の有無を調べる。 ② 配管、ホース等の振れ及び異音の有無を調べる。 ③ ガス封入圧を調べる。 ただし、①項の速度の異常及び②項の振れ又は異音がなければ、この検査を省略してもよい。	① アクチュエーターが正常に作動すること。 ② 振れ又は異音がないこと。 ③ メーカーが指定するガス圧であること。
(14) 回転継手 <ul style="list-style-type: none"> ・センタージョイント ・スィベルジョイント 	負荷をかけた状態で回転させ回転の状態と油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこと。

5 操作装置

5.1 操作装置

検査項目		検査方法	判定基準
5.1.1 操作装置	(1) 操作レバー、スイッチボタン等 〔 ・走行用 〔クローラ式〕 〔ホイール式〕 ・作業用 〕〕	レバー等を操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
	(2) リモートコントロール装置	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。

6 安全装置等

6.1 安全装置

検査項目		検査方法	判定基準
6.1.1 安全装置	(1) 作業範囲規制装置	① バケット内が無負荷状態で下部の操作装置を操作して作動状態を調べる。 ただし、モーメントリミッターのものによっては積載荷重の荷をのせて調べる。 ② 各機器等の損傷の有無を調べる。 ③ 取付け状態の適否を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 損傷がないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。
	(2) 過積載防止装置	① 作業床に積載荷重を超える荷をのせ、自動停止装置及び警報装置等の作動の適否を調べる。 ② 各機器等の損傷の有無を調べる。 ③ 取付け状態の適否を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 損傷がないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。
	(3) 車体傾斜角警報装置	① 走行姿勢で機械を規定角度に傾斜させ、警報装置等の作動の適否を調べる。 ② 各機器等の損傷の有無を調べる。 ③ 取付け状態の適否を調べる。	① メーカーの指定する規定角度で作動すること。 ② 損傷がないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。
	(4) アウトリガーインターロック	① ジャッキを接地しないと作業床の上昇、旋回が行えないことを確認する。 ② 各機器等の損傷の有無を調べる。 ③ 取付け状態の適否を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 損傷がないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。

検査項目	検査方法	判定基準
(5) 緊急停止装置	各操作レバーを入れた状態で緊急停止レバー又はボタンを操作して作動が即時に停止すること、さらに緊急停止レバー又はボタンを復帰側に操作して作動が即時に復帰することを確認する。	正常に作動すること。
(6) 非常用ポンプ装置	<p>① エンジンを停止し、始動スイッチを「ON」の状態、下部及び作業床部において非常用ポンプボタンを押しながら起伏、伸縮及び旋回のレバーを操作して作動状態を調べる。</p> <p>② ポンプ、スイッチ等の取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 取付け状態が適正であること。</p>
(7) 角度計	<p>① 起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動状態を調べる。</p> <p>② 角度計の損傷及び目盛等の鮮明度を調べる。</p> <p>③ 取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 損傷がなく、目盛等が鮮明であること。</p> <p>③ 取付け状態が適正であること。</p>
(8) アースリール装置	アースリール線の抵抗を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
(9) その他規制装置 検出装置等 〔 ・各速度規制 （走行、旋回、 起伏） ・アウトリガー 張出し検出 ・接触警報装置 等 〕	<p>① 各規制装置、検出装置等の作動状態を調べる。</p> <p>② 各機器等の損傷の有無を調べる。</p> <p>③ 取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 損傷がないこと。</p> <p>③ 取付け状態が適正であること。</p>

6.2 アウトリガー

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
6.2.1 アウトリガ ー	(1) ビーム、ビーム ボックス及びフロ ート	① ビームを伸縮させて引っ掛か り等の異常の有無を調べる。 ② ビーム、ビームボックス及び フロートのき裂及び変形の有無 を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器 等で調べる。	① 引っ掛かり等がなく、円滑 に作動すること。 ② き裂又は著しい変形がない こと。
	(2) ロック及びロッ クピン等	① ロック作動時の異常の有無を 調べる。 ② ピンの変形及びチェーンの損 傷の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 変形又は損傷がないこと。
	(3) ジャッキ	ジャッキを上下させて、き裂、 変形及び摩耗の有無を調べる。	き裂、著しい変形又は摩耗が ないこと。

7 車体関係等

7.1 車体関係

検査項目		検査方法	判定基準
7.1.1 車体関係	(1) ターンテーブル	き裂及び変形の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	き裂又は著しい変形がないこと。
	(2) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	① 緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。 ② 旋回ギヤのき裂及び摩耗の有無を調べる。 ③ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	① 引っ掛かり又は異音がないこと。 ② き裂又は著しい摩耗がないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。 ④ 損傷がないこと。
	(3) 旋回減速機	① 旋回動作中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 異音又は異常発熱がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
	(4) 旋回ロック	① ロックを操作して、掛かり具合を調べる。 ② ロック部のき裂及び損傷の有無を調べる。	① 確実にロックされること。 ② き裂又は損傷がないこと。
	(5) カウンターウェイト	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み又は脱落がないこと。
	(6) サブフレーム	① フレームのき裂及び変形の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂又は著しい変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
(7) ブーム受台		① き裂及び変形の有無を調べる。 ② 緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂又は著しい変形がないこと。 ② 著しい損傷又は脱落がないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。
(8) キャブ		2.1 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(9) 座 席		”	
(10) シートベルト		”	
(11) 昇降設備及び滑り止め		”	
(12) 表 示 板		”	
(13) 燈火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等		”	
(14) 計 器 類		”	
	<ul style="list-style-type: none"> ・油圧計・電流計 ・燃料計・油温計 ・水温計・速度計 ・表示燈 等 		
(15) 後写鏡及び反射鏡		”	
(16) 給 油 脂 [全 体]		① 各部の給油脂状態を調べる。 ② 自動給油脂装置は、操作して作動の適否を調べる。	① 給油脂が十分であること。 ② 正常に作動すること。

7.2 総合テスト

検査項目	検査方法	判定基準
7.2.1 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異音、異常振動又は異常発熱がないこと。